

尾道市立長江中学校 部活動規程

以下の項目は、本校の部活動の促進と生徒の安全を守るために規定したものである。

1 入部・転部について

- (1) 入部用紙に記入し保護者印を押して、担任を通して各顧問に提出後、入部を許可する。
- (2) 新1年生については、4月中に仮入部の期間を設定し、その期間内は部活動の移動を認める。それ以降の移動は原則認めない。(今年度は4月11日～見学・体験、18日入部届、19日部会)
- (3) 転部については、原則1年間できない。正当な理由がある場合は、顧問、担任、保護者と相談の上、必要と認められたもののみ可能とする。その際は転部届けを記入し、保護者印、担任印を押して前加入部活動の顧問及び新加入部活動の顧問の許可をもらった上で認めることとする。

2 参加について

- (1) 体調不良、家庭の用事、塾等の正当な理由がある場合以外は必ず参加すること。
- (2) 上記の理由で活動等を欠席・早退をする場合は、必ず顧問に連絡すること。
- (3) 大会や練習試合、遠征、校外活動に参加する場合は、長江中学校生徒指導規程及び中体連の規則を遵守すること。

3 活動について

- (1) 部の目標を定め、自主的・協力的に取り組む。
- (2) 開始・終了時刻を守る。(16:10～下校15分前)
(下校時刻は以下の通り生徒指導規程に則る。)

時期	下校時刻
4月～9月	18:00
10月～2学期中間試験前	17:30
2学期中間試験後～1月	17:00
2月～3月	17:30

- ・学校が休みの日は各顧問の指示する時間帯とする。
 - ・大会前など、学校の許可がある場合を除き、下校時刻を厳守すること。
- (3) 部活動で認められた服装で行う。
 - (4) 部室の使用は、部活動のみ認める。
 - (5) ルール違反があった場合は、活動停止や奉仕活動等の措置をとることがある。

4 朝練習について

→行わない

5 部活動休養日について

- (1) 週 2 日（原則毎週水曜日及び土曜日か日曜日のいずれか）の休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 長期休業中についても、週 2 日（原則毎週水曜日及び土曜日か日曜日のいずれか）の休養日を設ける。また、長期の休養期間を設ける。（年末年始及び「盆」の本校グラウンド駐車場開放期間とする。）
- (3) 特例措置として、大会（コンクール等を含む）が予定されている週においては、負傷防止やコンディション調整等のため、休養日に活動を行うことができる。

6 テスト期間中の活動について

- (1) 定期テスト一週間前（テスト期間中）の活動については原則休みとする。
- (2) 市内大会を初めとする各種大会及び練習試合など、生徒のケガ防止を目的とした練習は、学校長の許可した場合のみ行うことができる。
 - ・目的や日程などの文書を保護者に渡し、許可を取って参加すること。
 - ・学校がある日のみ参加することができる。
 - ・準備から片付けまでを含め、一時間程度とする。
 - ・テスト終了後の提出物が出せそうにない生徒については参加できない。
 - ・終了後は早急に帰宅し、学習に取り組むこと。

7 その他

- 活動に参加していない生徒については、中体連等の主催する大会に参加することはできない。